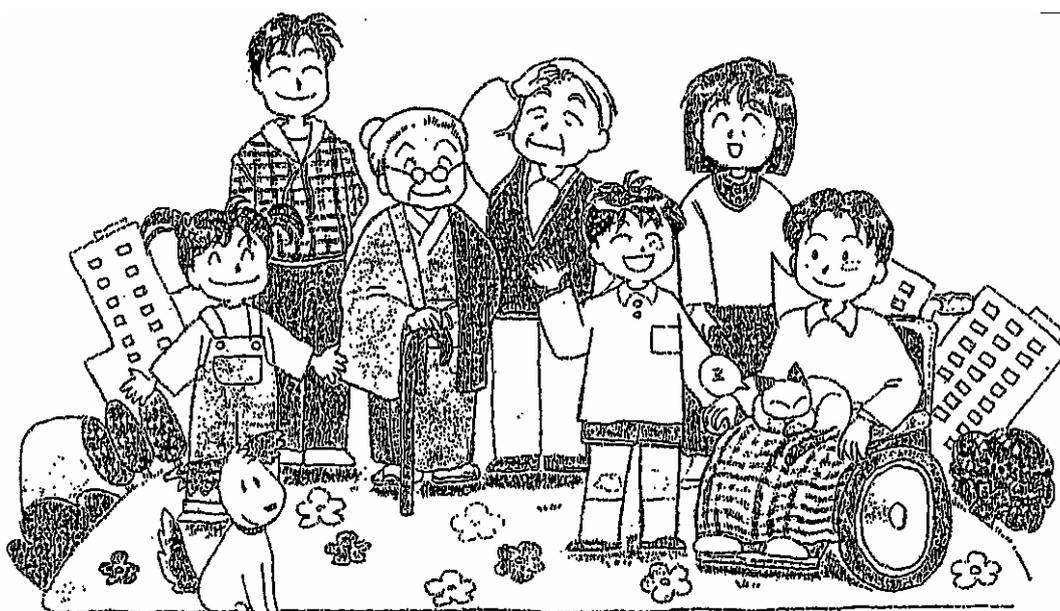


# 平成21年度における 障害児・者福祉施策関係の主な事業

平成21年4月1日現在



鳥取県福祉保健部障害福祉課

## 平成21年度における障害児・者福祉施策関係の主な事業

本書は、鳥取県障害者計画の施策体系に基づき、「1 啓発・広報」「2 生活支援」「3 生活環境」「4 教育・育成」「5 雇用・就業」「6 保健・医療」「7 情報・コミュニケーション」の各分野別に施策をまとめたものです。

※ **平成〇年度事業開始・拡充** … は、障害関係者の意見・提言に基づき開始・拡充した事業です。

### 1 啓発・広報

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 ／ 単県	概要	担当課	備考
障害者福祉事業費 (障害者福祉事務費)	1,000	1,000	単県	○福祉フォーラム開催経費に対する助成 障害者の自立と社会参加を支援するため、講演・シンポジウム・分科会などを通して、地域住民への情報発信、意識啓発を図る福祉フォーラムの開催経費に対し助成を行う。 事業主体：NPO法人あかり広場	障害福祉課	
地域生活支援事業 (障害者社会参加促進事業)	528	528	国庫	○障害に関する正しい知識の普及啓発事業 精神障害に関する正しい理解と精神障害者に対する偏見・差別を是正するための普及啓発活動として、各圏域で一般県民を対象とした心の健康フォーラム等を開催する。  ※当該事業中、他の細事業については別掲 (P. 6)	障害福祉課	
地域生活支援事業 (高次脳機能障害支援普及事業)	7,867 別途 2,620 計 10,487	7,080	国庫 基金	○高次脳機能障害者支援事業 高次脳機能障害者支援拠点を中心として、高次脳機能障害者の支援の医療から福祉、地域への一環した支援体制の整備を行う。 (委託先) 鳥取大学医学部附属病院  ○高次脳機能障害者家族会補助金 家族会が当事者及び保護者等からの電話相談、出張相談等を通じて様々な相談に応じるとともに、関係機関との仲介、普及啓発事業に対して補助を行う。  ○高次脳機能障害支援連携強化事業 ・ 医療現場でのコーディネーターの育成や専門技術の向上、多職種連携の基盤づくり等を目的とした研修を実施する団体に対し、研修に要する経費を補助する。 (実施主体) 作業療法士会、言語聴覚士会、医療社会事業協会  ・ 身近な相談機関となる相談支援事業者等を対象とし、相談支援専門研修を開催する。 ・ 高次脳機能障害に対する支援の流れ等をわかりやすく説明するため支援体制マニュアル (パンフレット) を作成し、医療機関をはじめ、各支援事業所等に配布する。(※緊急雇用対策として別途計上)	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
鳥取県精神障害者 家族会連合会支援 事業	1,600	1,600	単県	鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会の開催や精神障害者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業等の実施に要する経費を助成する。	障害福祉課	
障害に対する理解 促進強化月間の設 定	—	—	単県	障害者週間(12月3日～9日)を含む12月を障害に対する理解促進強化月間として、各種媒体(新聞、県政だより、県のホームページ等)を活用して、集中的に啓発活動に取り組む。	障害福祉課	
心のバリアフリー 推進事業(普及啓 発)	2,241	2,352	単県	高齢者、障害者等への理解を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、県民への普及啓発を行う。  ○事業内容 福祉のまちづくり適合証の交付、啓発パンフレット・ポスターの作成、小学生向け福祉教育用冊子の増刷	福祉保健課	
(新) 心のバリアフリー 推進事業(みんな にやさしい駐車ス ペース利用証制度 (仮称))	3,373	517	単県	公共的施設の身体障害者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る。  ○事業内容 ・利用証の作成・配付 ・協定施設用ステッカーの作成・配付 ・制度周知用チラシの作成・配布	福祉保健課	
県ボランティア・ 市民活動センター 運営費補助事業	23,824	24,574	国庫 単県	ボランティア活動に対する理解を促進するため、県社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターの広報・啓発・研修等の費用を補助する。  ○ボランティア振興事業(国1/2、県1/2、一部単県) 事業主体：県社会福祉協議会 事業内容：ボランティア体験事業の実施、福祉教育推進校の設置、ボランティア情報誌の発行、研修会の実施等	福祉保健課	

2 生活支援

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県 基金	概要	担当課	備考
障害者自立支援 対策臨時特例基 金特別対策事業	310,146	589,729	国庫 単県 基金	<p>障害者自立支援法の確実な定着を図るため、国10/10出資により造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』が23年度末までに延長されたことに伴い、平成21年～23年度の3カ年に事業者の新事業体系への移行促進や利用者の負担軽減等のための各種特別対策事業を実施する。</p> <p>(※) 下記の事業一覧は12/25に厚労省が示した案であり、今後内容が変更される可能性がある</p>	障害福祉課	
事業名・予算・実施主体		事業説明				
1 事業者に対する運営の安定化等を図る措置						
①事業運営円滑化事業 予 算：13,500 事業主体：市町村 基 金：1/2		旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前額保障を90%を限度として実施する。				
②通所サービス利用促進事業 予 算：28,625 事業主体：市町村 基 金：1/2		送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設等に対して、サービス提供に係る経費を助成する。				
③新事業移行促進事業 予 算：5月補正対応 事業主体：市町村 基 金：1/2		特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。				
④事務処理安定化支援事業 予 算：5月補正対応 事業主体：市町村 基 金：1/2		障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、定められた人数以上の事務職員を配置している場合に助成する。				
⑤就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 予 算：5月補正対応 事業主体：市町村 基 金：1/2		関係者と連携し、就労支援の是非を判断するためのアセスメントの実施に向けて調整するための会議開催費、体制整備費を助成する。				
⑥地域移行支度経費支援事業 予 算：5月補正対応 事業主体：県 基 金：1/2		施設入所者や精神科病院入院者の地域移行を促進するため、賃貸住宅等に移るときに必要な物品をそろえる経費を助成する。				
2 新法移行等のための円滑な実施を図る措置						
⑦小規模作業所緊急支援事業 予 算：9,900 事業主体：県 基 金：10/10		新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。				
⑧障害者自立支援基盤整備事業 予 算：他事行執行 事業主体：県 基 金：10/10		既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成する。				
⑨移行等支援事業 予 算：他事行執行 事業主体：県		自立支援法に基づくサービスへ移行できない小規模作業所等旧体系サービス事業者が、個別給付や地域活				

基 金：10/10	動支援センターなどへ円滑に移行できるようにするためのコンサルタントの派遣や研修会の実施費用。
⑩障害者地域移行体制強化事業 予 算：13,714 事業主体：県・市町村 基 金：10/10	地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援や重度訪問介護に関する基盤整備を行う。
⑪一般就労移行等促進事業 予 算：13,000 事業主体：県 基 金：10/10	障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワーク強化・充実、施設外就労等の促進、職場定着支援等の事業を行う。
⑫小規模作業所移行促進事業 予 算：4,400 事業主体：県 基 金：10/10	小規模作業所の新体系移行するための円滑な統合のためのコーディネーターの派遣や、会議開催経費について助成する。
⑬制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 予 算：他事行執行 事業主体：県 基 金：10/10	相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、スーパーバイザーの派遣、ピアサポートの推進等の事業を実施する。
⑭障害児を育てる地域の支援体制整備事業 予 算：13,500 事業主体：県 基 金：10/10	障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備を行う。
⑮障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 予 算：35,511 事業主体：県・市町村 基 金：10/10	法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成を行う。
経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 予 算：3,000 事業主体：市町村 基 金：10/10	児童デイサービスを実施している事業所で、定められた職員配置を越えて加配し、児童の個別支援に取り組んでいる場合に助成する。 <b>※ 報酬を増額改定して対応するため当該事業は廃止予定</b>
⑯相談支援充実・強化事業 予 算：32,300 事業主体：県・市町村 基 金：10/10	地域における障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業にかかる経費。
⑰地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 予 算：4,500 事業主体：県 基 金：10/10	地域移行に向けて住民の理解や支援力を高めるため、住民参加のサポーター育成や町内会等への研修などの取組に助成する。
⑱重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 予 算：5月補正対応 事業主体：県 基 金：1/2	重度障害者の割合が高く、国庫負担基準の超過市町村で、地域生活支援事業を対象にしてもなお超過額が発生する市町村に対し助成する。
⑲精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 予 算：5月補正対応 事業主体：県	精神障害者訓練施設及び福祉ホームB型が新体系移行準備のために必要な職員の確保等のための助成を行う

	基 金：10 / 10 ②その他法施行に伴う緊急実施事業 予 算：33,575 事業主体：県・市町村 基 金：10 / 10他		法施行に伴い生じる緊急必要な事業や制度移行期に係る事業コストの増加に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のための自治体窓口における情報支援機器等の整備、障害者スポーツ振興等を促進する。		
	※新規メニュー事業実施対策費 予 算：88,397 事業主体：県・市町村 基 金：10 / 10他		当初予算要求時に実施要綱が固まっていなかった事業に機動的に対応するための経費		
※5月補正対応となっている事業については、新規メニュー事業実施対策費を利用しながら、必要額を5月補正にて要求する。					
障害者自立支援法 施行事務費 （県障害者介護 給付費等不服審 査会運営）	1,686	1,686	国庫	障害福祉サービスの支給決定手続の適正な運用を図るため、県に不服審査会を設置し、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者等の審査請求を受け付け、その適否等について審査を行う。 構成 5名（医師、学識経験者等） 任期 平成19年4月から3年	障害福祉課
地域生活支援事業 （相談支援体制整 備事業）	2,748	4,246	単県 基金	○ 圏域ごとの課題を検討するサービス調整会議又は市町村地域自立支援協議会での議論を踏まえ、全県的な課題を検討する地域自立支援協議会の運営を行う。 ○ 市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制の整備・充実強化を促進し、早急にその体制を確立するため、県障害者相談支援等アドバイザーを設置し、市町村等への技術的助言を行う。 （障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業からの組替え） ○ 各圏域において関係機関とのネットワークを形成し、相談支援体制を整備・充実させるために、次の事業を行う。 （1）各福祉保健局に障害のある方と関係機関をコーディネートする常勤職員を設置する。 （2）各福祉保健局において、サービス調整会議の開催など地域の実情にあわせた諸事業を実施する。	障害福祉課
地域生活支援事業 費（障害者福祉従 業者研修事業）	21,524	21,292	国庫 単県	障害者福祉に携わる人材の育成は障害者自立支援法において都道府県の責務とされていることから、居宅介護従業者、相談支援従事者、障害程度区分認定調査員等の障害者福祉サービス従業者等に対する各種研修を実施する。	障害福祉課
研修名		研修の内容		実施場所	
サービス提供責任者等研修		指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者及び障害福祉サービスに従事している者等で通常業務に携わっていない障害分野に係る知識の修得を希望するもの等を対象として研修を実施		東部・中部・西部	
知的障害者等3級ホームヘルパー養成研修		知的障害者及び精神障害者（以下「知的障害者等」という。）を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就		東部・西部	

				労に向けた訓練を提供することにより、知的障害者等の就労を通じた自己実現を支援するため、研修を実施													
相談支援従事者研修				相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、研修を実施。	中部												
行動援護従業者養成研修				行動援護サービスを行う者の養成研修を実施。	中部												
サービス管理責任者研修				サービス管理責任者を養成するための研修を実施	中部												
障害程度区分認定調査員等				障害程度区分の認定に関わる調査員及び障害程度区分の審査判定を行う市町村審査会委員を養成し、併せて現任者の資質向上を図るため、研修を実施。	中部 中部												
障害者グループホーム・ケアホーム世話人研修				障害者グループホーム・ケアホームにおいて、障害者に対して直接の支援を行う世話人の資質（専門性）を向上させるための研修会を実施	中部												
鳥取県立鹿野かちみ園研修				県内の知的障害者施設職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障害者や要介助高齢知的障害者への社会生活支援に先駆的に取り組むため、研修を実施	中部												
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	30,664	26,975	国庫	<p>障害者が地域で生活する上で極めて重要な情報保障やコミュニケーション手段の確保を図るため各種事業を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字・声の広報等発行事業</td> <td>県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。</td> </tr> <tr> <td>点字による即時情報ネットワーク事業</td> <td>日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、会員等に情報提供する。</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者等奉仕員養成事業</td> <td>講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者設置事業</td> <td>団体への手話通訳者の派遣業務を行う。</td> </tr> <tr> <td>字幕ビデオライブラリー事業</td> <td>聴覚障害者の知識や教養の向上のため、字幕ビデオの作成・貸出しを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	事業内容	点字・声の広報等発行事業	県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。	点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、会員等に情報提供する。	手話通訳者等奉仕員養成事業	講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。	手話通訳者設置事業	団体への手話通訳者の派遣業務を行う。	字幕ビデオライブラリー事業	聴覚障害者の知識や教養の向上のため、字幕ビデオの作成・貸出しを行う。	障害福祉課
主な事業	事業内容																
点字・声の広報等発行事業	県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。																
点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、会員等に情報提供する。																
手話通訳者等奉仕員養成事業	講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。																
手話通訳者設置事業	団体への手話通訳者の派遣業務を行う。																
字幕ビデオライブラリー事業	聴覚障害者の知識や教養の向上のため、字幕ビデオの作成・貸出しを行う。																
地域生活支援事業 (障害者社会参加促進事業)	15,979	16,176	国庫	<p>ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう必要な社会参加促進施策を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助犬育成等事業</td> <td>補助犬を育成し、必要とする視覚障害のある方へ貸与する。 また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。</td> </tr> <tr> <td>障害者社会参加推進センター設置事業</td> <td>障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、調査研究 ・市町村社会参加促進事業への協力</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	事業内容	補助犬育成等事業	補助犬を育成し、必要とする視覚障害のある方へ貸与する。 また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。	障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、調査研究 ・市町村社会参加促進事業への協力	障害福祉課						
主な事業	事業内容																
補助犬育成等事業	補助犬を育成し、必要とする視覚障害のある方へ貸与する。 また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。																
障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、調査研究 ・市町村社会参加促進事業への協力																

				<p>身体障害者作品展等開催事業</p> <p>障害者の社会参加と障害者に対する県民の理解を図るため、身体障害者による作品展覧会を開催する。</p> <p>知的障害者レクリエーション教室開催事業</p> <p>知的障害者が行うボーリング等の各種レクリエーション教室の開催に要する経費を補助する。 (補助先：鳥取県手をつなぐ育成会)</p> <p>知的障害者本人大会開催事業</p> <p>知的障害者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。(補助先：鳥取県手をつなぐ育成会)</p> <p>精神障害者レクリエーション教室開催事業</p> <p>精神障害者に係る各種レクリエーションの開催や家族を対象に実施する意見交換会等を開催する。</p> <p>普及啓発事業</p> <p>障害に関する正しい理解と偏見や差別を是正するため、フォーラムの開催や体験作文審査を行うために必要な経費</p>		
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	145,764	134,793	単県	<p>障害者等がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的に創設された「地域生活支援事業」について、市町村が実施主体となつて行う事業に対して補助を行う。</p>	障害福祉課	
⑨ 地域生活支援事業 (盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業)	1,085	—	国庫	<p>盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>○事業内容</p> <p>(1) 盲ろう者の通訳・介助 身体障害者福祉に理解と熱意があり、盲ろう者通訳・介助員としての証の交付を受けた者が、コーディネート業務受託者へ利用登録をした者に対して、通訳・介助を行う。</p> <p>(2) 通訳・介助員の派遣調整 通訳・介助員の派遣について、ニーズの把握・日程・人数等の調整を行う。</p> <p>○委託先：鳥取県盲ろう者友の会(設立準備会)(予定)</p>	障害福祉課	
⑨ 地域生活支援事業 (盲ろう者通訳・介助員養成研修等事業)	1,831	—	国庫	<p>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の事業実施と併せ、県が盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、また、現在通訳介助員として活動している者の資質を向上させることによって、盲ろう者のさまざまなニーズにきめ細かに対応する体制を整えることを目的とする。</p> <p>(1) 盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催</p> <p>(2) 現在盲ろう者通訳・介助員として活動している者が、社会福祉法人全国盲ろう者協会が開催する研修を受講する際の経費(旅費・受講料)を負担する。</p> <p>○委託先：鳥取県盲ろう者友の会(設立準備会)(予定)</p> <p>○開催地 東部・中部</p>	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
障害者福祉事業費（3障害手帳事務費）	5,729	5,326	単県	平成20年度に3障害（身体・療育・精神）手帳を統合したが、引き続き各手帳発行・管理業務を遂行することにより、障害福祉サービスの根幹である手帳制度の円滑な運用を図る。	障害福祉課	
身体障害者更生相談所費 知的障害者更生相談所費	7,454	7,268	単県	障害者更生相談所（県内それぞれ3か所（各圏域1か所））において障害者の医学的・心理的判定や専門的な相談等に対応する。 ○事業内容 ・障害者、家族からの専門的な相談に対応 ・療育手帳の判定、医学的・心理学的判定等 ・自立支援給付費の支給決定に係る専門的支援 ・市町村職員への研修 他	障害福祉課	
地域生活支援事業（聴覚障害者相談員設置等事業）	15,453	13,199	国庫	聴覚障害者専門相談員を配置し、面接・訪問等の必要な聴覚障害のある方の拠点的な相談事業を実施する。 ○委託先 NPO法人ふくろう等 ○設置人役 東部1.0人役 中部0.8人役 西部1.0人役 ○設置場所 東・中・西部圏域に各1名 <b>平成17年度事業開始、平成20年度事業拡充</b>	障害福祉課	
障害のある方による相談・支援事業	600	600	単県	県内の障害のある方をつくる団体又はその保護者でつくる家族会等が継続的に実施する相談・支援事業及び学習会・研修会のうち優秀なものに補助金を交付する。 ○事業主体及び補助事業者：「相談・支援事業」を継続的に実施する県内の障害者団体 ○補助率 1/2（上限額：1団体100千円） ○助成団体予定数 6団体 <b>平成16年度事業開始</b>	障害福祉課	
身体障害者グループホーム支援事業	8,702	8,603	単県	1 身体障害者グループホーム運営支援事業（継続） 身体障害者が地域で共同生活をおくる「身体障害者グループホーム」の運営に対して助成する。 ○助成対象 身体障害者グループホームを設置する社会福祉法人等 ○対象経費 身体障害者グループホームの運営に係る経費（世話人の人件費） ○入居定員 3～7人による共同生活 ○負担割合 県1/2、市町村1/2 ○補助基準 2,400千円/か所を上限 2 身体障害者グループホーム設置促進事業（継続） 身体障害者グループホームの用に供する家屋の改修等に必要経費の一部を助成する。 ○補助対象 身体障害者グループホームの用に供する家屋の居室の個室化、バリアフリー化及び火災防止のための改修工事に必要経費 ○補助基準額	障害福祉課	

				<p>2,000千円/箇所(ただし、対象事業費が500千円以上)</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p><b>平成16年度事業開始・平成17年度拡充・平成20年度見直し</b></p>											
<p>障害者グループホーム支援事業(障害者グループホーム等夜間世話人配置事業)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">報酬改定に伴い見直し中</p>	15,312	17,758	単県	<p>障害者グループホーム及びケアホームに夜間世話人を配置する社会福祉法人等に助成する。</p> <p>○対象 グループホーム及びケアホームを設置・運営する社会福祉法人等</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p>○補助対象 パニックへの対応等を行う夜間世話人の配置に係る経費(人件費)</p> <p>《補助基準額》 1,200円/人・日</p> <p><b>平成15年度事業開始・平成17年度拡充・平成18年度拡充 平成19年度見直し</b></p>	障害福祉課										
障害者グループホーム支援事業(グループホーム・ケアホーム開設経費支援事業)	3,000	2,214	基金	<p>事業者がグループホーム・ケアホームを開設するに当たり、開設者である事業者に対し、敷金・礼金を助成する。</p> <p>○対象 グループホーム及びケアホームを開設する社会福祉法人等</p> <p>○負担割合 基金10/10</p> <p>○補助対象 借りに伴う敷金・礼金</p> <p>《補助基準額》入居定員一人当たり 133千円</p> <p><b>平成19～23年度基金事業</b></p>	障害福祉課										
障害者グループホーム支援事業(障害者就労訓練設備等整備事業(グループホーム等改修事業))	24,898	18,571	国庫	<p>グループホーム及びケアホームの既存建物(賃貸物件(NPO法人は自己所有物件も対象))のバリアフリー化等の基盤整備を図るための改修工事に対し、必要な経費の一部を助成する。</p> <p>○対象 グループホーム及びケアホームを設置・運営する社会福祉法人等</p> <p>○負担割合 国1/2 県1/4</p> <p>○補助対象 グループホーム等の改修に必要な次の経費</p> <p>(1) 工事費、(2) 工事請負費、(3) 工事事務費</p> <p>《補助基準額》 600万円</p> <p><b>平成19年度基金事業・平成20年度基金事業から国庫補助事業へ移行</b></p>	障害福祉課										
地域生活支援事業(生活訓練事業)	6,201	6,705	国庫	<p>視覚障害のある人、聴覚障害のある人、疾病等により音声機能を喪失した人等に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な事業</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害者生活訓練事業</td> <td>視覚障害者に対して、歩行、家事、点字、パソコン、携帯電話等に関する講習会等を開催する。</td> </tr> <tr> <td>中途失明者生活訓練事業</td> <td>中途失明者に対して、ピアカウンセリングによる不安の軽減や歩行訓練、点字講習等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者日常生活訓練事業</td> <td>聴覚障害者に対して、コミュニケーションや社会・職業・家庭生活等に関する講習を開催する。</td> </tr> <tr> <td>オストメイト日</td> <td>ストマの装着訓練やオストメイト</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	事業内容	視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者に対して、歩行、家事、点字、パソコン、携帯電話等に関する講習会等を開催する。	中途失明者生活訓練事業	中途失明者に対して、ピアカウンセリングによる不安の軽減や歩行訓練、点字講習等を実施する。	聴覚障害者日常生活訓練事業	聴覚障害者に対して、コミュニケーションや社会・職業・家庭生活等に関する講習を開催する。	オストメイト日	ストマの装着訓練やオストメイト	障害福祉課
主な事業	事業内容														
視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者に対して、歩行、家事、点字、パソコン、携帯電話等に関する講習会等を開催する。														
中途失明者生活訓練事業	中途失明者に対して、ピアカウンセリングによる不安の軽減や歩行訓練、点字講習等を実施する。														
聴覚障害者日常生活訓練事業	聴覚障害者に対して、コミュニケーションや社会・職業・家庭生活等に関する講習を開催する。														
オストメイト日	ストマの装着訓練やオストメイト														

				<table border="1"> <tr> <td>常生活訓練事業</td> <td>に対する社会生活訓練に関する講習会等を開催する。</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行うとともに、発声訓練の指導者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>在宅重度障害者社会参加促進事業</td> <td>筋ジストロフィーによる重度の障害者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>日常生活訓練事業</td> <td>講習会等の方法により、日常生活上必要となる事項について専門的指導等を行う。</td> </tr> </table>	常生活訓練事業	に対する社会生活訓練に関する講習会等を開催する。	音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行うとともに、発声訓練の指導者を育成する。	在宅重度障害者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障害者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	日常生活訓練事業	講習会等の方法により、日常生活上必要となる事項について専門的指導等を行う。																	
常生活訓練事業	に対する社会生活訓練に関する講習会等を開催する。																												
音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行うとともに、発声訓練の指導者を育成する。																												
在宅重度障害者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障害者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。																												
日常生活訓練事業	講習会等の方法により、日常生活上必要となる事項について専門的指導等を行う。																												
小規模作業所等新事業体系移行等支援事業	157,000 120,000 7,000 30,000	228,000 200,000 16,000 19,191	基金 基金 国庫	<p>小規模作業所等の移行を支援する事業を一本化したものの。</p> <p>①移行のための小規模作業所基盤整備事業 小規模作業所が新事業体系へ移行するための改修事業に対して補助。 (補助基準額:20,000千円) *6箇所分要求 <b>平成19～23年度基金事業</b></p> <p>②経営コンサルタント・相談員派遣事業 小規模作業所に経営コンサルタント等を派遣し、運営基盤の確立や人事管理・労務管理等経営全般について指導・助言を行う。 <b>平成19～23年度基金事業</b></p> <p>③就労訓練設備整備事業(国庫補助事業) 小規模作業所等が新事業体系移行する際に必要となる設備(備品)の購入費を補助(国庫10/10)</p>	障害福祉課																								
小規模作業所支援事業(小規模作業所運営費補助金)	87,640	124,700	単県	<p>小規模作業所に運営費補助を行う市町村に対し助成する。(負担割合:県1/2、市町村1/2)</p> <p>(小規模作業所36箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①作業所割</td> <td>1,959,000円/年・箇所</td> </tr> <tr> <td>②利用人員割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  事業所型</td> <td>3,740円/日・人</td> </tr> <tr> <td>  就労移行型</td> <td>3,740円/日・人</td> </tr> <tr> <td>  授産活動型</td> <td>2,310円/日・人</td> </tr> <tr> <td>  日中活動型</td> <td>1,650円/日・人</td> </tr> <tr> <td>③運営体制強化(法人格取得)加算</td> <td>(作業所割+利用人員割)×5%</td> </tr> <tr> <td>④重度障害者等支援体制加算 (日中活動型のみ)</td> <td>2,290円/日・人</td> </tr> <tr> <td>⑤規模未達成(5人未満)減算</td> <td>(作業所割+利用人員割)×20%</td> </tr> <tr> <td>⑥目標工賃達成加算</td> <td>増加率10～20%:120円×総利用者数 増加率20%以上:240円×総利用者数</td> </tr> <tr> <td>⑦利用者負担額</td> <td>100円/日・人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>平成12・13・14・16・17・18年度事業拡充・19年度見直し</b></p>	区 分	補助基準額	①作業所割	1,959,000円/年・箇所	②利用人員割		事業所型	3,740円/日・人	就労移行型	3,740円/日・人	授産活動型	2,310円/日・人	日中活動型	1,650円/日・人	③運営体制強化(法人格取得)加算	(作業所割+利用人員割)×5%	④重度障害者等支援体制加算 (日中活動型のみ)	2,290円/日・人	⑤規模未達成(5人未満)減算	(作業所割+利用人員割)×20%	⑥目標工賃達成加算	増加率10～20%:120円×総利用者数 増加率20%以上:240円×総利用者数	⑦利用者負担額	100円/日・人	障害福祉課
区 分	補助基準額																												
①作業所割	1,959,000円/年・箇所																												
②利用人員割																													
事業所型	3,740円/日・人																												
就労移行型	3,740円/日・人																												
授産活動型	2,310円/日・人																												
日中活動型	1,650円/日・人																												
③運営体制強化(法人格取得)加算	(作業所割+利用人員割)×5%																												
④重度障害者等支援体制加算 (日中活動型のみ)	2,290円/日・人																												
⑤規模未達成(5人未満)減算	(作業所割+利用人員割)×20%																												
⑥目標工賃達成加算	増加率10～20%:120円×総利用者数 増加率20%以上:240円×総利用者数																												
⑦利用者負担額	100円/日・人																												

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 ／ 単県	概要	担当課	備考
福祉の店販売機能強化事業	5,604	6,124	単県	現在、多くの小規模作業所等においては、授産商品の販売について、単独では対応することが困難な状況にあり、福祉の店が大きな役割を果たしている現状を鑑み、より主体性が発揮されるよう見直しを行い、福祉の店の運営を支援（運営費の助成）し、授産商品を集約して販売することにより、利用者工賃水準の向上を図り、地域での自立を促進する。	障害福祉課	
区分	内 容					
補助基準額	前年（1月～12月）における県内の小規模作業所等が取扱う授産製品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額。					
	区分（売上額）		割合	補助額（最高額）		
	500万円以下の額		50%	250万円		
	500万円超750万円以下の額		40%	350万円（100万円）		
	750万円超1,000万円以下の額		30%	425万円（75万円）		
補助対象経費	福祉の店の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び備品購入費等）					
対象事業者	7箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体					
設置条件	10㎡以上の面積を有する常設販売店					
必須事業 ⑧	授産商品の販売に加え、その販売促進に向けて、福祉の店において顧客ニーズを把握し、商品を生産する小規模作業所等へ情報提供するため、定期的に連絡会を開催する。					
負担割合	県1/2、市町村1/2					
その他	見直し後の制度が、福祉の店のインセンティブの高揚、授産製品の販売促進につながっているかどうか、3年を目途に効果検証を行う。					
				<b>平成12年度事業開始・16年度事業拡充・17年度見直し</b> <b>平成20年度見直し</b>		
障害児・者地域生活体験事業	2,928	2,939	単県	家族と同居している障害者が法人が提供する一戸建て住宅、グループホームの空室などで地域生活を体験する事業に対して支援を行う。 ○実施主体 県が指定する社会福祉法人等 ・生活体験ホーム型（5法人程度を予定） ・グループホーム型（6法人程度を予定） ○利用者 原則として、県内に居住し、職場、通所施設、作業所等に通う障害（児）者 ○実施方法 ・支援員を1名配置 ・一戸建て住宅、グループホーム等を使用して、2～5名で在宅生活を体験 ・利用期間は、1泊2日～3か月の範囲 ○本人負担 家賃、食費及び光熱水費の実費 ○補助割合 県1/2、市町村1/2（任意）	障害福祉課	
				<b>18年度事業開始、19年度事業拡充</b>		

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
障害児・者在宅生活支援事業	2,446	3,980	単県	<p>自立支援給付の対象外となる発達障害児・者等への支援を行うとともに、自立支援給付外のサービスを利用する障害児・者等に対して助成する。</p> <p>○対象者</p> <p>①県内の入所施設から一時帰宅する障害児・者及び地域移行に向けて一時帰宅を行う入院者</p> <p>②知的障害が無いと判定された障害児・者等及び自閉症若しくは注意欠陥多動性障害児・者等</p> <p>③経管栄養等の医療行為を必要とする障害児・者</p> <p>④神経・筋疾患のため、医療機関において常時又は随時排痰を行う必要がある障害児・者</p> <p>○対象サービス</p> <p>①居宅介護、行動援護の利用</p> <p>②居宅介護、行動援護、生活介護、自律訓練及び短期入所の利用</p> <p>③家庭外活動を行う際の看護師等医療スタッフの派遣</p> <p>④神経・筋疾患の在宅障害児・者に対する排痰補助装置のリース費用の助成</p> <p>○実施主体 市町村 (補助率) ①、②：1/2、③、④：1/3</p> <p><b>平成15年度事業開始、16年度拡充、19年度拡充</b></p>	障害福祉課	
共生ホーム運営施設整備改修補助等事業	7,854	690	単県	<p>共生ホームの立ち上げにかかる改修及び共生ホームの機能向上のための経費を補助し、具体的な実務や困難への解決方法等を示すことにより、共生ホームの普及を促進する。</p> <p>○事業内容 ((1) (2) 実施主体：市町村 (間接補助))</p> <p>(1) 共生ホーム立ち上げへの補助</p> <p>民間における共生ホームの用に供する民家等の改修・増築等を行い、整備を促進することにより、高齢者、障害児・者及び児童が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとできめ細やかなケアを受けながら地域生活を営むことができるよう、多様な福祉サービスの充実に資することを目的として市町村へ補助金へ交付する。</p> <p>(2) 共生ホーム機能向上への補助</p> <p>既存の共生ホームに、住まい(宿泊)機能を付加するなど、施設を改修する事によりサービスの多機能化を図る経費に対して市町村へ補助金を交付する。</p> <p>(3) 共生ホームの普及啓発</p> <p>先進県から講師を招き、共生ホームの創設に意欲・関心のある者等を対象とし、圏域ごとに座談会を開催し、疑問に答える場を作るとともに設立過程や運営における実務を習得する。</p> <p><b>平成20年度事業開始、平成21年度事業拡充</b></p>	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考		
障害者スポーツ振興事業	29,887	32,686	国庫 単県	次のとおり障害者スポーツの振興に向けた総合的な取り組みを行う。	障害福祉課			
				区分			予算額 (千円)	事業内容
				障害児・者スポーツ活動充実支援事業			400	障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体にスポーツ協会を通じて支援
				障害者スポーツ協会運営事業			7,452	障害者スポーツ協会職員2名の配置に要する経費の補助 ① 障害者スポーツ指導員常勤化
				障害者スポーツ指導員養成研修事業			381	初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託
				障害者スポーツ指導員派遣事業			185	障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。
				スポーツ大会開催支援事業			6,721	各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。 ・全日本challengedアグアスイン皆生大会 1,204千円 ・鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会 2,176千円 ・鳥取県身体障害者体育大会開催経費 941千円 ・鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 2,400千円
				全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業			14,075	全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。 <来年度：新潟県開催>
精神障害者スポーツ大会	344	344	単県	スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を拡げることがを目的に、精神障害者スポーツ大会（県大会）を開催する。	障害福祉課			
障害者文化・芸術振興事業	2,015	2,029	単県	①障害者文化・芸術活動支援事業 障害者団体（障害者概ね4人以上で構成）が文化・芸術活動を行おうとする際の立ち上げ経費の一部を一対象分野につき最長2年間助成する。 200千円（定額）×5団体＝1,000千円 ②障害者文化・芸術作品展等開催事業 実行委員会主催による先進的活動紹介等の講演会、シンポジウム、作品展等を開催し、障害者の文化・芸術の普及啓発及び活性化を図る。 委託金額：1,000千円 委託先：障害者文化・芸術作品展等開催事業実行委員会	障害福祉課			

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 ／ 単県	概要	担当課	備考
芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業	1,214	1,214	単県	<p>県内に住所を有する団体等が、県内で芸術・文化イベントを主催するにあたり手話通訳者の設置等の環境整備に要した経費の一部を助成する。</p> <p>○対象団体 県内に住所を有する団体等</p> <p>○対象分野 ①舞台公演（演劇、舞踊、音楽等） ②作品展示、文化芸術をテーマとした講演会又はシンポジウム等</p> <p>○対象事業 ①公演等における手話・要約筆記の設置 ②公演等における点字訳資料の作成 ③公演等への参加に配慮した環境整備（送迎バス、介助スタッフの配置、託児サービス等） ④本公演に先立ち福祉施設等で実施するプレ公演</p> <p>○助成金額 上限額100千円／事業（補助率10／10）</p>	文化政策課	
特別医療費助成事業	732,482	770,858	単県	<p>重度心身障害者及び精神障害者の医療費について助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>○事業内容 重度心身障害者及び精神障害者の医療費のうち、本人負担分から一部負担金を除いた額について助成を行った市町村に対して補助する。 （負担割合：県1/2、市町村1/2） ※平成20年4月1日から所得制限及び一部負担金を導入。</p>	障害福祉課	
地域生活支援事業（高次脳機能障害支援普及事業）	7,867 2,620 10,487	7,080 (別途) (計)	単県	再掲（P. 1 参照）	障害福祉課	
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,600	単県	再掲（P. 2 参照）	障害福祉課	
精神障害者地域移行支援事業	20,060	15,008	国庫 基金	<p>精神科病院入院中で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者等を対象とした退院支援及びそれに伴う地域支援体制の整備を行う。</p> <p>○地域体制整備コーディネーター及び個別支援コーディネーターによる支援体制の整備 地域体制整備コーディネーターを設置し、退院可能な精神障害者等の退院、退所及び地域生活の定着支援体制を整備する。 （実施主体）各総合事務所福祉保健局 （地域体制整備コーディネーター）各総合事務所福祉保健局 ⑨(個別支援コーディネーター) 相談支援事業者【委託】</p>	障害福祉課	

				<p>○<b>地域移行推進員による退院・退所支援</b>  地域移行推進員が関係機関との連携・指導をもとに、病院・施設外活動への同行支援、地域との連携による定着に向けた支援を実施する。  (地域移行推進員) 各総合事務所福祉保健局が実施する研修を受けた保健師、看護師、障害福祉業務関係者等</p> <p>○<b>地域移行支援推進会議</b>  精神障害者の地域生活支援を推進するため、各圏域における保健・医療・福祉の各関係機関が連携し、圏域における支援体制、問題点等を協議する。  (委員) 精神科病院長及び看護部長、市町村担当課長、社会復帰施設の長、当事者会・家族会代表等</p> <p>○<b>実務担当者会議</b>  各圏域における事業の担当者が集まり、事業の実施における課題等を整理・検討し、支援の充実を図るとともに、事例研究等を行い、関係者のスキルアップと連携強化、困難事例等の問題解決を図る。  (構成員) 精神科病院関係職員、市町村保健師、福祉事務所生活保護担当者、個別支援コーディネーター、地域移行推進員等</p> <p>○<b>地域移行推進員養成研修</b>  地域移行推進員の養成を行い、対象の地域移行に必要な安定した人材の確保を行う。  (実施主体) 各総合事務所福祉保健局  (対象者) 相談支援事業者、各総合事務所福祉保健局が実施する研修を受けた保健師、看護師・障害福祉業務経験者等</p> <p>○<b>地域移行強化事業（基金事業）</b>  地域移行推進事業の実施における内容の検討及び地域移行支援事業が円滑な運営における全県の課題や問題点を検討する。  支援者に対する研修の実施。  (実施主体) 障害福祉課・精神保健福祉センター</p>	
県立障害児施設第三者評価受審事業	310	400	単県	<p>県立障害児施設の福祉サービスの提供状況や施設の人員・設備体制等について、公平・中立な第三者の観点から審査を行い、さらなる福祉サービスの質の向上を図る。  また、県は第三者評価の受審を社会福祉施設等に呼びかけているところであるが、平成18年度に第三者評価を受審した障害福祉関係施設はわずか1施設に止まっており、まずは県立機関が率先して受審していくこととする。</p> <p>○<b>対象施設</b>  皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園</p> <p>○<b>評価機関</b>  県から認証を受けた第三者評価機関</p> <p>○<b>評価対象サービス</b>  障害児施設サービス、児童デイサービス、短期入所</p>	子ども発達支援室

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
障害児等地域療育 支援事業	9,642	10,541	単県	<p>在宅の障害児等が身近な地域で指導・相談を受けられる体制の充実を図るため、療育等支援施設事業、療育拠点施設事業、及び地域療育担当支援員設置事業を実施する。</p> <p>○療育等支援施設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援施設 東部：鳥取療育園、若草学園 中部：皆成学園、中部療育園 西部：総合療育センター、あかしや</li> <li>・事業内容 訪問、外来による相談・指導 障害児に関わる保育所、学校等職員に対する指導</li> </ul> <p>○療育拠点施設事業（総合療育センター） 支援施設への技術援助。支援施設では対応が困難な障害児（者）に対する助言・指導</p> <p>○地域療育担当支援員設置事業（鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター） 地域療育担当支援員による相談・援助、地域の啓発</p> <p><b>平成12年度事業開始、平成18・19年度事業見直し</b></p>	子ども 発達支 援室	
重症心身障害児 (者)通園事業	38,477	16,214	国庫	<p>在宅の重症心身障害児（者）の運動機能等の低下防止と発達促進を図り、保護者等に家庭における療育技術を習得していただくため、通園により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。</p> <p>（委託先：(独)国立病院機構鳥取医療センター）</p> <p>○新規内容 B型（標準定員5人） →A型（標準定員15人）に転換</p> <p><b>平成15年度事業開始、平成21年度事業拡充</b></p>	子ども 発達支 援室	
障害児通園施設利 用者負担金軽減事 業	1,292	1,434	単県	<p>障害児通園施設を利用している保護者の負担を軽減するため、国及び県の保育料の多子軽減措置に準じて、利用者負担金を軽減する事業に取り組む市町村に対し助成する。（補助率1/2）</p> <p>○軽減内容 県内に居住して、障害児通園施設（県外の施設も含む）に通う場合で、次の場合に利用者負担を軽減。</p> <p>（1）障害児通園施設に通う子どもが第2子の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第1子も保育所等*に通う場合 →利用者負担金を1/2に軽減</li> <li>② 第1子は保育所等*に通っていない場合 →利用者負担の軽減措置なし</li> </ol> <p>（2）障害児通園施設に通う子が第3子の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第1子、第2子とも保育所等*に通う場合 →利用者負担金を免除【21年度から拡充】</li> <li>② 第1子又は第2子のどちらかが保育所等*に通っ</li> </ol>	子ども 発達支 援室	

				<p>ている場合、第1子又は第2子のどちらも保育所等*に通っていない場合 →利用者負担金を1/3に軽減 *「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定子ども園又は障害児通園施設</p> <p><b>平成19年度事業開始 平成21年度拡充</b></p>	
鳥取県重度障害児・者短期入所相互利用助成事業	146	146	単県	<p>医療的ケアが必要な重度心身障害児・者等について、一定の医療的ケアが可能な介護老人保健施設で短期入所を利用できるようにすることで、短期入所サービス不足の解消及び保護者や介護者の負担軽減を図る。</p> <p>○事業の内容 重度心身障害児・者等の短期入所を受け容れた介護老人保健施設に、介護保険法と障害者自立支援法の報酬の差額を助成する市町村に補助する。(補助率1/2)</p> <p><b>平成18年度事業開始</b></p>	子ども発達支援室
発達障害者支援試行事業	41,782	41,005	国庫	<p>発達障害児・者の支援ニーズは、医療、保健、福祉、就労及び教育等の広範囲に及ぶが、障害者自立支援法では障害特性に応じた障害福祉サービスが制度化されていないことから、発達障害児・者のニーズに応じた支援手法等の確立を図る。(負担割合：国1/2、県1/2)</p> <p>○事業内容</p> <p>(1) 企画・推進委員会の設置 「発達障害者支援モデル事業」の企画・立案・評価等を行う。</p> <p>(2) 発達支援マネージャーの配置 「発達障害者支援モデル事業」の進行管理等を行う。(県自閉症・発達障害支援センター「エール」の職員をマネージャーに任命)</p> <p>(3) 発達障害者支援モデル事業 発達障害児・者の支援ニーズを明らかにし、成長段階に応じた一貫したサービスモデルを開発する。 ①発達障害児への早期の効果的な発達支援プログラムの開発(5事業所) ②発達障害児の家族への支援プログラムの開発(3事業所) ③地域生活を円滑に行うための成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発(2事業所) ④社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発(1事業所)</p> <p>○事業年度 平成19年度～平成21年度</p>	子ども発達支援室
遠隔診療実施事業	994	1,000	単県	<p>常時医療を必要とする重症心身障害児(者)に対し、自宅で安心して暮らせるよう、遠隔診療システムによる医療的支援を提供し、重症心身障害児(者)の在宅移行を推進する。</p> <p>○実施主体 総合療育センター ○対象者 総合療育センター入所から在宅生活へ移行が可能な重症心身障害児(者)及び在宅の重症心身障害児(者) ○事業内容 在宅側にテレビモニター及び生体情報モニ</p>	総合療育センター

				<p>ター（心拍数、呼吸数、血中酸素濃度等を測定）を設置し、センター側受信装置で容体画像及び生体情報を受信することによって、センターから在宅側へ適切な医療的助言、指示を行う。</p> <p>○所要経費 システム保守料</p> <p><b>平成17・18・19年度モデル事業として実施</b></p>	
地域生活支援事業（自閉症・発達障害支援センター費）	9,360	11,040	国庫	<p>自閉症等発達障害のある方やその家族等に対する相談支援を行うとともに、関係機関、職員の支援技術の向上を図る。</p> <p><b>【県自閉症・発達障害支援センター「エール」の概要】</b></p> <p>○設置場所 知的障害児施設県立皆成学園（倉吉市）内</p> <p>○事業内容</p> <p>(1) 個別相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援・・・日常生活に係る様々な相談の対応</li> <li>・発達支援・・・発達検査等を行い、個々に応じた療育や教育等への支援</li> <li>・就労支援・・・関係機関との連携による助言や情報提供の実施</li> </ul> <p>(2) 機関コンサルテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園・就学前療育機関・施設・作業所等を定期的に訪問し、個別のケースを通じた支援モデルを作り、支援に携わる人材の育成を行う。</li> </ul> <p>(3) 普及・啓発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症や発達障害の特性理解についての一般的な啓発研修、発達障害児・者の支援に携わる者への専門的研修を行う。</li> <li>・自治体や保育所、学校、学童保育等からの要請に基づく研修の開催</li> </ul> <p>(4) その他機関関係者会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等に対する指導・助言、情報提供</li> </ul> <p><b>平成16年度事業開始、平成17・18・19年度拡充</b></p>	エール
福祉サービスに関する情報提供	—	—	単県	<p>障害者が利用できる福祉サービスに関する情報を県のホームページで提供する。</p>	障害福祉課
⑨ 知的障害者権利擁護事業	900	—	単県	<p>○事業内容</p> <p>(1) 知的障害者コミュニティフレンド事業</p> <p>社会との接点となり、選択や意思決定をより幅広いものとするコミュニティフレンドに関する調査・検討を行い、啓発及び人材の掘り起こし・育成・確保を進めるために県内3圏域別に研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティフレンドの取組みに関する検討会の開催、先進地視察</li> <li>・コミュニティフレンドの啓発・育成研修の実施</li> </ul> <p>事業実施主体 鳥取県社会福祉士会 定額補助 700千円</p> <p>(2) 知的障害者権利擁護事業</p> <p>知的障害者が受けてきた虐待・いじめ・差別等の様々な権利侵害に対する他県の取り組みや制度を紹介し、本県における知的障害者権利擁護について関係者の意識を高め、また、将来的な権利擁護体制のあり方について意識を調査する。</p>	障害福祉課

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待・いじめ・差別等の知的障害者権利擁護に関する講演とシンポジウムを開催</li> </ul> 事業実施主体 鳥取県手をつなぐ育成会 定額補助 200千円	
<b>新</b> 聴覚障害者生活支援モデル事業	1,000	—	単県	聴覚障害者の日中活動の機会や集える場を提供することで、お互いの生活を高めあい、健康や生きがいを維持し、自立した地域生活へと結びつけることを目的とする。  ○事業内容 西部圏域にてモデル的に2年間、聴覚障害者を対象とした日中活動、教養講座を開催する団体へ支援する市町村へ対して補助金を交付する。 ○補助対象 事業を実施する西部市町村 補助率1/2 ○間接補助事業者 特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろう	障害福祉課
地域福祉権利擁護事業	44,640	35,187	国庫	判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等で、適切に福祉サービスを利用することが困難な方などが、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が設置する福祉サービス利用支援センターの活動経費に対して助成する（国1/2、県1/2）  ○実施主体 鳥取県社会福祉協議会 ○事業内容 福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預りサービス	福祉保健課
<b>新</b> 成年後見制度推進方策検討事業	1,000	—	単県	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障害者等の権利を擁護する成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりについて、調査・検討等を行う。  ○調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の設置</li> <li>・先進地視察</li> </ul> ○啓発研修事業	福祉保健課
福祉サービス利用者苦情解決事業	8,103	8,066	国庫	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図るため、鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対して助成する。（国1/2、県1/2）  ○実施主体 鳥取県社会福祉協議会 ○対象とする苦情 福祉サービスに関わる処遇の内容に関する苦情、福祉サービスの利用契約の締結履行または解除に関する苦情	福祉保健課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	931	881	単県	利用者が施設・事業所を選ぶための情報の提供及び事業者のサービスの質の向上に資するため、社会福祉・保健サービス評価事業を実施する。  ○事業内容 評価推進委員会の開催、評価調査者継続研修の実施、評価機関の監督及び指導、制度の周知等	福祉保健課

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
障害者等県立施設 利用促進事業	4,508	4,498	単県	みなと温泉館、障害者体育センターにおける障害者等の利用促進を図るため使用料減免相当額を補填。 <b>平成13年度事業開始</b>	福祉保健課	
介護実習普及センター運営費	51,678	55,181	単県	高齢者、障害児・者等が安心して暮らせる「地域」及び「在宅環境」を作るため、介護及び住環境整備に関するサービスの適正利用の推進、地域住民及び専門職員への知識・技術の普及、関係機関のネットワークを図る。 ○委託先 鳥取県社会福祉協議会 米子市社会福祉協議会 ○事業内容 ・専門職等を対象とした研修会開催 ・福祉用具の利用や住宅改修について、適切な相談支援、情報提供を行うための体制整備 ・福祉用具の展示（常設、巡回） ・福祉用具の試用貸与 等	長寿社会課	
地域ケアネットワーク（地域リハビリテーション）推進事業	4,961	7,417	単県	高齢者や障害児・者の希望や心身の状態に応じて、できるかぎり住みなれた自宅や地域における生活を継続できるように、当事者や家族とともに、地域の「介護」や「医療」等に係る人々や機関が互いに連携し、限られた社会資源を有効に活用しつつ、地域の課題に取り組んでいけるよう、『地域ケアネットワーク』づくりを推進。	長寿社会課	

### 3 生活環境

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
鳥取県あんしん賃貸支援事業	10,440	5,683	国庫	民間賃貸住宅において、障害者の方等の入居を拒否しない賃貸住宅の登録及び登録した住宅のバリアフリー改修に対する支援等を実施することにより、民間賃貸住宅と地域のネットワークを活用した住宅セーフティネットの充実を図る。	住宅政策課	
県営住宅の整備	—	—	国庫	建替等整備工事の際に、地域ごとの募集状況等を勘案し車いす使用者用住戸を設ける場合は、工事中に入居者を募集し、仕様等で入居予定者の要望を聞くよう努めている。	住宅政策課	
高齢者・障害者福祉改良工事	18,306	—	国庫	既設県営住宅の募集で車いす使用者の入居が決定した際は、必要なバリアフリー改修を行う。	住宅政策課	
バリアフリー環境整備促進事業	7,812  36,308  200	4,120  40,000  —	国庫 単県  単県	<p><b>(1) バリアフリー環境整備促進事業補助金</b> 高齢者や身体障害者の利用に配慮した建築物の整備を促進するため、バリアフリー法による移動等円滑化誘導基準を充たしている認定建築物の整備に対して助成する。</p> <p>○補助対象区域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人口5万人以上の市の区域</li> <li>2. 厚生労働省の補助事業を実施している市町村の区域等</li> </ol> <p>○補助対象者 民間の認定建築物の建築主</p> <p>○補助対象内容 認定建築物内の特別特定建築物（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）で、これらに至る経路に係る次の費用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外の移動システム（車いす用駐車施設等）</li> <li>2. 屋内の移動システム（出入口自動扉等）</li> <li>3. 移動システムと一体的に整備される空間（車いす用便所等）</li> </ol> <p><b>(2) 福祉のまちづくり推進事業補助金</b> 不特定多数の人が利用する施設について民間事業者が「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備をする場合の費用の一部を助成し、民間の特定建築物のバリアフリー化整備を促進する</p> <p>○補助対象施設 民間の特定建築物</p> <p>○補助対象内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの整備</li> <li>・エレベーターの整備</li> <li>・玄関の整備</li> </ul> <p><b>(3) 改正福祉のまちづくり条例の普及促進</b> 過去の建築確認申請台帳（約50年分）から、現存する特定建築物をリストアップした結果をもとに、基準適合に向けた改修が行われるよう建築主に対して働きかけを行う。 <b>平成21年度事業拡充</b> ※リストアップはH20に前倒し実施</p>	景観まちづくり課	

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
⑨ 心のバリアフリー 推進事業（みんな にやさしい駐車ス ペース利用証制度 （仮称））	3,373	517	単県	再掲（P. 2）参照	福祉保 健課	
交通信号機の改良 事業	12,302	10,151	国庫	視覚障害者用付加装置の設置、信号機の高齢者感応化 整備、音響式歩行者誘導付加装置の設置	警察本 部	
スロープ付低床バ ス導入に対する助 成	45,000	45,000	国庫	バス事業者のスロープ付低床バス導入に対して補助す る。 ○新規導入台数10台程度（日交・日ノ丸各5台程度）	交通政 策課	
安心な道整備事業	68,541	66,441	単県	国、県、市町村、警察及び地元関係者から構成される 「安心な道協議会」において地域住民の意見をもとに整 備地区を選定し、地区内歩道の段差解消や点字ブロック の設置などの整備を図り、全ての人が利用しやすい歩行 エリアを創出する。	道路企 画課	

#### 4 教育・育成

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 ／ 単県	概要	担当課	備考
研修医等受入事業	16,660	14,256	単県	<p>○短期研修医受入事業</p> <p>県の療育機関の中核施設である総合療育センターにおいて、専門医の育成及び将来の医師の確保を容易にするため、短期研修医の受入れを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 卒後研修を終了し向学心に富んだ医師(2名)</li> <li>・診療科 小児科、リハビリテーション科</li> <li>・研修期間 1年間</li> </ul> <p>○研修受託事業</p> <p>療育分野における人材育成に貢献するため、総合療育センターにおいて看護、介護、リハビリテーション等の研修生の受入れを行う。</p>	総合療育センター	
障害児等地域療育支援事業	9,642	10,541	単県	再掲 (P. 16 参照)	子ども発達支援室	
重症心身障害児(者)通園事業	38,477	16,214	国庫	再掲 (P. 16 参照)	子ども発達支援室	
地域生活支援事業(自閉症・発達障害支援センター費)	9,360	11,040	単県	再掲 (P. 18 参照)	エール	
放課後児童クラブ設置促進事業	272,549	234,179	国庫 単県	<p>子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する。障害児を受け入れるクラブに対しては補助する運営費を加算し、障害児受入の促進を図る。</p> <p>○負担割合 国1/3、県1/3、市町村1/3</p>	子育て支援総室	
私立幼稚園特別支援教育研究推進事業	35,280	34,496	国庫 単県	<p>特別支援教育を推進する事業を行う、障害児が在籍している私立幼稚園に補助する。</p> <p>○負担割合 (対象児童1人あたり 784千円上限) 国1/2、県1/2</p>	子育て支援総室	
保育サービス多様化促進事業	46,110	46,110	単県	<p>障害のある児童を保育所で保育するために、保育士を加配する市町村に対し、加配に要する人件費について助成する。</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p>	子育て支援総室	
(発達の)気になる児童保育支援事業	894	651	単県	<p>発達障害あるいは障害の診断名はついていないが、「多動性がある、集団生活での環境の変化によるパニック」等の精神・運動面において気になる症状を有する、いわゆる「(発達の)気になる児童」への保育及び保護者等への支援を充実させるために保育士の研修を行い、保育技術の向上を図る。</p> <p>○東・中・西部で各年6回程度開催</p> <p><b>平成16年度事業拡充</b></p>	子ども発達支援室	
放課後子ども教室推進事業	30,817	27,023	国庫 単県	<p>子どもの安心・安全な居場所づくりを推進するために設置する放課後子ども教室の運営費を補助する。</p> <p>○負担割合 市町村実施教室 国1/3、県1/3、市町村1/3 県実施教室(特別支援学校) 国1/3、県2/3</p>	家庭・地域教育課	

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
私立高等学校等特別支援教育サポート事業	1,649	3,003	単県	<p>(1) 研修費用助成事業</p> <p>①代替教員配置助成 私立学校等が教職員をLD、ADHD等生徒に係る特別支援教育に係る長期研修(6月～12月)に派遣した場合、代替の教員を雇用する経費に対して助成する。</p> <p>②研修派遣経費助成 研修派遣先滞在経費(家賃相当額)に対して助成する。</p> <p>(2) 配慮対象生徒環境整備助成事業</p> <p>①LD、ADHD等生徒への対応 生徒の対応に係る検討委員会の開催等に必要経費に対して助成する。(専門家の招聘等)</p> <p>②視聴覚障害、肢体不自由の生徒に係る学習環境の整備設備関係費等(バリアフリー化、教材費等)に対して助成する。</p>	青少年・文教課	
県立特別支援学校通学バス委託事業	96,672	108,400	単県	<p>特別支援学校における児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るための通学バスの運行及び運行委託を行う。</p> <p>計16便(鳥取養護3便、白兔養護4便、倉吉養護4便皆生養護2便、米子養護3便)</p>	特別支援教育課	
【繰越】 白兔養護学校訪問学級(鳥取医療センター内)整備事業	8,180	8,180	単県	<p>鳥取医療センターの重心病棟の建て替えに伴い、新たに訪問学級の専用の教育の場の整備を行う。</p> <p>※平成20年度前半に予定されていた鳥取医療センター新病棟整備の計画申請の承認が遅滞していることにより、平成20年度設計経費は次年度へ繰り越す。</p>	特別支援教育課	
発達障害児童生徒支援事業	4,980 / 1,495 (定数) 3,485 — (定数) (定数) (定数)	6,123 / 1,270 (定数) 3,990 — (定数) (定数) (定数)	単県	<p>LD、ADHD、高機能自閉症等特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図る。</p> <p>○相談指導を行うLD等専門員の充実 ・教育局、小中学校等に配置(12人)</p> <p>○大学へLD等専門研修に小・中・高等学校の教員を派遣(私立高等学校を含め、高等学校教員の派遣開始)</p> <p>○幼小中高等学校における校内体制の充実 ・特別支援教育主任等教員研修の実施 ・個別の教育支援計画の策定と活用</p> <p>○学級経営等で困難を極めている学級への対応 ・LD等特別支援非常勤講師の配置(20人)</p> <p>○発達障害教育拠点設置事業の継続 倉吉養護学校内に特に自閉症を中心とした発達障害教育拠点を設置し、自閉症・発達障害支援センター(エール)と連携しながら、定期的な教育相談指導を実施する。 (1人)</p> <p><b>平成18年度事業開始</b></p>	特別支援教育課	
特別支援学校管理運営事業	6,116	5,606	単県	<p>障害の種類や程度に応じた特別支援教育ができるよう特別支援学校の管理・運営及び充実・整備を行う。</p>	特別支援教育	

	5,018	4,518		<p>○特別支援学校の地域支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の地域の特別支援教育の拠点（教育相談、研修等）としての機能の充実</li> </ul> <p>○医療行為が必要な通学児童生徒学習支援事業</p> <p>医療行為を必要とする特別支援学校通学児童生徒の安全な学習環境を整備するため、特別支援学校に看護師を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白兔養護・倉吉養護・皆生養護・鳥取養護 県立米子養護</li> </ul> <p><b>平成12年度事業開始、15・17・19・20・21年度拡充</b></p> <p>○鳥取盲学校の専攻科理療科生徒が実技実習に際して必要となる肝炎感染予防に係る抗体検査費用を助成する。</p> <p><b>平成20年度事業開始</b></p>	課
	295 (定数)	290 (定数)			
	17	12			
特別支援教育振興費	11,370	12,854		<p>特別支援教育に携わる教員の資質向上を図るとともに、県内の特別支援教育を総合的に推進する。</p>	特別支援教育課
	1,881	1,601	単県	<p>○教員の専門性向上への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校教育職員免許法認定講習の実施</li> </ul>	
			単県	<p>○広汎性発達障害専門教員養成</p> <p>広汎性発達障害のある児童生徒への指導を充実させるため、教員を大学に研修派遣して専門教員を養成する。</p> <p><b>平成14年度事業開始</b></p>	
	500	—		<p>○特別支援教育研究協力校事業</p> <p><b>平成20年度事業開始</b> ※平成20年度5月補正予算</p>	
	3,998	6,360	国庫	<p>○PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践事業</p> <p>特別支援学校において、PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、専門的な視点から指導方法等の改善と校内支援体制の充実を図るための実践研究を実施する。</p> <p><b>平成20年度事業開始</b></p>	
特別支援学校児童生徒支援事業	13,696	15,909	単県	<p>特別支援学校の児童生徒の通学に対する支援を行う。</p>	特別支援教育課
	5,168	5,249		<p>○遠距離等により特別支援学校への通学が困難な児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金 5路線→4路線</li> <li>・県立特別支援学校通学支援職員設置事業 5路線→4路線</li> </ul>	
	8,528 (定数)	10,660 (定数)			
特別支援学校就労促進事業	18,613	11,148	単県	<p>特別支援学校の卒業生の就職・進学等の進路状況を踏まえ、職業教育や自立活動等をはじめとする教育の充実や教員の資質の向上や進路指導における関係機関等との連携強化を図り、就労率の向上を図る。</p> <p>○学習指導改善充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人講師の招聘、指導教員企業派遣事業、職業指導スキルアップ研修</li> </ul>	特別支援教育課
	4,007	3,958			

	5,263	5,122		○進路指導充実事業 ・特別支援学校就労促進協議会の実施、実習受入先への謝金、職場開拓・フォローアップの実施	
	9,343	2,068		○就労促進調査モデル事業 ・特別支援学校就労モデル事業、就労サポーター事業	
就学奨励費	100,434 100,365 0 0 69	106,142 105,906 67 97 72	国庫 単県	特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援するための経費である。(教科用図書購入費、学校給食費、交通費等 ※国庫補助事業)  【単県事業】 ○高等学校に就学する弱視生徒の保護者に対し、視覚障害用拡大教科書作成に係る経費を援助する 平成21年度対象予定者なし <b>平成18年度事業開始</b>  ○鳥取盲学校(高等部)に就学する生徒の保護者に対し、録音図書購入に係る経費を援助する。 平成21年度対象予定者なし <b>平成19年度事業開始</b>  ○鳥取盲学校の専攻科理療科生徒の実技実習における費用(肝炎感染予防に係るワクチン接種)を援助する。 <b>平成20年度事業開始</b>	特別支援教育課
⑨ 特別支援学校における教育の在り方検討事業	852	—	単県	「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」を平成21年度に新たに設置して、高等特別支援学校または分校・分教室の設置等について、財政面等様々な点を考慮しながら今後の方向性を具体的に協議・決定する。	特別支援教育課
倉吉養護学校校舎内部改修事業  20～21年度 継続事業 20年度 10,709 21年度 86,449 計 97,158	86,449	10,709	単県	○児童・生徒の増加に伴い教室等が不足しているため、第二職員室を廃止し普通教室とするために職員室を増築する。 ○平成16年度より肢体不自由部門を設置し、児童・生徒を受入れており、その教室等のバリアフリー化を行う。 ・トイレに介助スペースを確保する ・車椅子対応として普通教室の手洗場を昇降付にする ・普通教室の出入口戸の開閉をスムーズにする	教育環境課
各種セミナーの開催	200	1,035	単県	○福祉施設職員、養護学校教員へ就労支援のノウハウを研修 ○企業向けに障害者雇用のPRのセミナー開催 ○障害者本人・保護者への意欲喚起のためのセミナー ○定着支援を目的とした事業向け研修会(新規)	雇用人材総室

## 5 雇用・就業

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
障害者就労事業振興センター運営支援事業	8,962	9,101	単県	<p>障害者授産施設や小規模作業所等における障害者の仕事の活性化のための調整・支援を行う「NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター」の運営に対して助成する。</p> <p>【振興センターの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置時期 平成16年7月事業開始(H18.4～法人化)</li> <li>○会 員 障害者の就労機会拡大や授産活動活性化に意欲のある小規模作業所、授産施設等</li> <li>○事業内容 受注拡大や販路拡大に関する営業活動や企業と作業所等間の調整、仕事の場（施設外授産活動、起業活動等）の開拓、共同受注や共同事業（バザー等）の実施に関する調整等</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>平成16年度事業開始</b></p>	障害福祉課	
小規模作業所等工賃3倍計画事業	17,190	12,274	国庫 基金	<p>小規模作業所等で働く障害のある方の工賃水準を引き上げ、障害基礎年金等の社会保障給付等による収入と合わせることにより、地域において障害のある方が自立した生活を実現し、就労に対する意識の向上を図ることを目的として事業を行う。</p>	障害福祉課	

### 1 総括的事業[要求額:12,397千円(7,454千円)]

事業概要	要求額 (千円)	摘要
ア [継続]検討委員会 ・計画進捗状況の点検・評価 ・実施事業等の助言(計3回)	607 (595)	国1/2
イ [継続]NPO法人鳥取県就労事業振興センター機能強化 ・東部福祉保健局内に振興センターの事務所を開設(駐在員1名配置) ・東部管内における委託事業実施のための連絡・調整を行う	3,358 (2,989)	委託 国1/2
ウ [継続]相談体制の推進 ・相談員の配置により、経営改善、売上げアップ等の問題解決に対応 ・デザイナー等の専門家をアドバイザーとして派遣し、製品・パッケージの改善等を提案	4,081 (3,870)	委託 国1/2
エ [新規]情報集積・広報事業 ・小規模作業所等の製品・備品・人材等の情報を随時集積 ・カタログの作成、ホームページでの公開による広報 ・インターネット販売	4,351 (0)	委託 国1/2

\* 委託先:NPO法人鳥取県就労事業振興センター

2 啓発関係事業[要求額:794千円(600千円)]

事業概要	要求額 (千円)	摘要
ア [新規]トップセミナー <対象・目的> ・理事長、施設長等を対象 ・工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、事業所全体の取組みとして促進 <内容(1日×3箇所)> ・計画の再徹底 ・実施事業の周知 ・経営ノウハウの習得 等	388 (0)	国1/2
イ [新規]職業指導員研修 <対象・目的> ・小規模作業所等の就労支援職員を対象 ・職員の就労支援技術を向上させることにより、利用者の作業効率の向上を図り、工賃の向上に資する <内容(2日×1箇所)> ・ジョブコーチ手法の習得 ・作業分析の方法・活用 ・ケーススタディ 等	256 (0)	委託 国1/2
ウ [継続]ビジネスマナーセミナー <対象・目的> ・小規模作業所等の職員を対象 ・販路拡大、就職活動等、ビジネスを行う上で最低限必要なマナーの修得を図る。 <内容(初級・中級各1日×1箇所)> ・マナーの重要性 ・基本動作(あいさつ、用語 等) ・接客の基本 ・実践講習 等	150 (600)	委託 国1/2

\* 委託先:NPO法人鳥取県就労事業振興センター  
 \* ( )は、平成20年度予算額

3 受注・販売促進事業[要求額:3,999千円(4,220千円)]

事業概要	要求額 (千円)	摘要
[継続]ア 販路・受注拡大推進員の配置 ・振興センターに販路・受注拡大推進員を配置 ・職場開拓・販路拡大、企業と小規模作業所等との協働ネットワーク構築、仕事の受注等を促進	3,280 (3,121)	委託 国1/2
[継続]イ 商談会の開催 ・小売業者、小規模作業所職員が一堂に会する商談会を開催し、一般市場での販売を促進 ・併せて小売業者に対しては、「作業所製品販売コーナー」の設置を求める。	719 (1,099)	委託 国1/2

\* 委託先:NPO法人鳥取県就労事業振興センター  
 \* ( )は、平成20年度予算額

				<p><b>【対象事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■就労継続支援A型事業所</li> <li>■就労継続支援B型事業所</li> <li>■旧法施設のうち授産施設（小規模通所を含む）</li> <li>■小規模作業所のうち新事業体系への移行計画を策定し、かつ工賃引き上げに意欲的に取り組む事業所</li> </ul> <p><b>【平成23年度の県平均目標工賃】</b>                      月額33,000円以上</p> <p style="text-align: center;"><b>平成19年度事業開始</b></p>	
障害者就労支援推進事業	6,098	1,910	単県 国庫 基金	1 障害者の一般就労の支援に有効な一般企業における職場実習の活性化、施設外就労・施設外支援の促進を図るため、次の事業を行う。	障害福祉課

報酬改定に伴い加算として措置されることとなったため、不執行とする予定

(1) 施設外就労等促進事業

ア 施設外就労推進事業（補助金）

助成対象	就労継続支援（A型・B型）事業所の事業者
内容	施設外就労を実施する場合に、ユニット単位（最低定員3名）で助成
助成額	1ユニット当たり1日4,500円
補助率	県10/10

**平成19年度事業開始** [H20は「基金事業」で実施]

イ 一般就労推進事業（報償費）

助成対象	・就労移行支援事業所の事業者 ・就労継続支援（A型・B型）事業所の事業者
内容	施設外支援又は施設外就労を行った結果、一般就労に結びついた場合に助成
助成額	就労した利用者1人当たり10万円(1人1回限り)
財源	県10/10

**平成19年度事業開始** [H20は「基金事業」で実施]

(2) 実習受入謝金の支給

概要	福祉施設からの実習の受入企業に対し、謝金を支給
謝金額	実習受入日数により区分。 3日以上7日以内 7,500円/回・人 8日以上 10,000円/回・人
財源	県10/10

**平成19年度事業開始**

2 設備投資資金及び就労支援事業用資金の借入れを行う場合の資金調達コストとの低減等を図ることにより、利用者に支払う賃金又は工賃水準の向上に資するため、次の事業を行う。

○ 債務保証料補助事業

助成対象	・就労移行支援事業 ・就労継続支援事業（A型・B型） ・旧法授産施設（小規模通所授産を含む）、福祉工場
内容	（独行）福祉医療機構等から「設備投資資金」、「就労支援事業用資金（運転資金）」を借り入れた際に（財）社会福祉振興・試験センター等が行う「債務保証」を利用した場合の保証料（借入金の0.65%）の1/2を助成
補助率	県1/4、国1/4（事業者1/2）

\* 設備投資資金とは、利用者に支払う賃金又は工賃水準の向上を図るために行う設備投資（設備の導入に付帯する施設整備を含む。）に要する資金

				<p>* 就労支援事業用資金とは、設備投資資金の借入れに伴い、その初期段階における仕入れ等のために必要な運転資金</p> <p><b>平成21年度事業開始</b></p>	
地域生活支援事業 (障害者・就業生活支援事業)	15,816	15,606	国庫	<p>障害者の職業準備訓練のあっせん、事業主体への助言・指導及び就業に伴う生活面・就業面の相談、支援を行う障害者就業・生活支援センター(NPO法人すてっぷ、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の設置・運営)に対して業務を委託する。</p> <p>○設置箇所 3箇所(東部・中部・西部地区に各1箇所) ○負担割合 国1/2、県1/2</p> <p><b>平成14年度事業開始</b></p>	障害福祉課
新事業体系移行 施設運営費(小規模通所授産施設運営費事業費)	7,500	17,500	国庫	<p>障害者小規模通所授産施設(定員10人~19人)の運営費補助を行う市町村に対し助成する。</p> <p>○<b>継続</b> ふなおか福祉会(八頭町)</p> <p><b>平成13年度事業開始</b></p>	障害福祉課
社会復帰対策事業 (精神障害者社会 適応訓練事業)	8,037	8,543	単県	<p>精神障害者の社会参加を支援するため、企業に就労訓練等を委託する。</p>	障害福祉課
職場適応訓練費	1,767	2,879	国庫	<p>障害者など就職困難者の就職を促進するため、事業所に6か月~1年の職場適応訓練を委託</p>	雇用人材総室
障害者職業訓練事業	32,788	30,625	国庫	<p>一定要件を満たす障害者の雇用・就業の促進を図るため、障害者を対象とした職業訓練を実施</p> <p>○知的障害者対象(施設内訓練) 定員15名、期間1年 ○身体障害者等対象(委託訓練) 定員50名、期間3か月程度</p> <p><b>平成16年度事業開始</b></p>	雇用人材総室
職業訓練受講促進費	47,078	46,229	国庫	<p>障害者など就職困難者が公共職業訓練施設で職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給</p>	雇用人材総室
実習受入れ謝金の 支給	1,933	1,933	単県	<p>実習の受け入れ企業に対し、謝金を支給することで、障害者の就労に向けた実習を活性化する。(障害者就業・生活支援センター実施分)</p>	雇用人材総室
障害者雇用優良事業所等表彰	25	45	単県	<p>障害者を積極的に多数採用した事業所及び職業自立について成果の著しい障害者に対して知事表彰を行い、その努力を讃えるとともに、広く一般に周知し、障害者の雇用の促進に資する。</p>	雇用人材総室
障害者就業・生活 支援センターの体制強化	26,563	20,213	単県	<p>(1) 東部・中部・西部地区に就業支援員を県単独で各1名配置し、福祉・教育への支援を含め、対企業活動を充実する。 (2) 西部地区に就業支援員を1名増員する。 (3) 東部・中部・西部地区に事務補助職員を1名配置し、就業支援員及び生活支援員がより活発に直接支援ができる体制強化</p>	雇用人材総室

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
⑨ 精神障害者モデル 雇用	1,958	—	単県	県立図書館において、精神障害者のモデル雇用を実施することで、ノウハウを市町村立図書館、大学図書館等へ提供し、障害者雇用を促進する。	雇用人材総室	
各種セミナーの開催	200	1,035	単県	再掲 (P. 26 参照)	雇用人材総室	
⑨ 福祉施設就業支援 員の配置	13,853	—	単県	福祉施設からの就職件数を増加させることを目的に、障害者就業・生活支援センターを受託している社会福祉法人に、福祉施設就業支援員を配置する。	雇用人材総室	
⑨ 市町村における知的 障害者等雇用への 補助	3,885	—	単県	県内市町村における知的・精神・発達障害者雇用を促進するために、市町村に対して補助を行う。	雇用人材総室	
知的障害者ワーク センター運営事業	11,880	4,078	単県	<p>■県庁本庁舎でのワークセンターの拡大</p> <p>平成20年度から、県庁内の軽易な業務の一部を行うワークセンターを設置し、非常勤職員として知的障害者3名を雇用している。</p> <p>現在は、総務部、福祉保健部、商工労働部、教育委員会事務局を対象に業務を行っているが、平成21年度は、対象部局を本庁知事部局全体に広げ、知的障害者の雇用の拡大を図る。</p> <p>◆拡大の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導職員 1名 → 2名</li> <li>・非常勤職員（知的障害者） 3名 → 6名</li> <li>・対象部局：総務部、福祉保健部、商工労働部、 教委事務局</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">知事部局全部局、教委事務局</p> <p>《参考》 県庁ワークセンターの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●体制 指導職員1名 非常勤職員（知的障害者）3名</li> <li>●対象部局 総務部、福祉保健部、商工労働部、教委事務局</li> <li>●実施業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書、郵便物の集配（各所属と政策法務室、 出納室の間）</li> <li>・発送資料、会議資料等の丁合、封入れ、ラベル 貼り等</li> <li>・シュレッダー作業</li> <li>・簡易なデータ入力 等</li> </ul> </li> <li>●勤務時間 週30時間（1日あたり6時間）</li> </ul> <p>■総合事務所への展開</p> <p>業務量の確保が見込まれる総合事務所でも、業務の集約を行い、知的障害者の雇用を図る。</p>	人事・ 評価室	

			<ul style="list-style-type: none"><li>○中部、西部総合事務所<ul style="list-style-type: none"><li>・年度前半に2か月程度試行</li><li>・9月頃から雇用開始</li></ul></li><li>○総合事務所での体制（予定）<ul style="list-style-type: none"><li>・指導職員 各1名</li><li>・非常勤職員（知的障害者） 各2名</li></ul></li></ul>		
--	--	--	---	--	--

## 6 保健・医療

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 ／ 単県 国庫	概要	担当課	備考
精神保健福祉センター運営費	10,477	10,242	単県 国庫	○相談・指導事業 精神保健に関する技術指導・援助、教育研修、広報普及、精神保健相談、協力組織の育成、調査研究等各事業を実施する。 ○くらしの講座	精神保健福祉センター	
アルコール関連問題対策事業	1,642	1,642	単県	精神科医師の配置などによりアルコール依存症等の相談体制の充実を図るとともに、広報等によりアルコールによる健康被害の正しい知識の普及啓発を図る。 ○アルコール依存症等相談体制の充実 精神科医師による相談会の開催（1回／月） ○相談者への適切な対応 家族教室の開催 ○普及啓発 早期に専門治療に繋げるように内科等に啓発用ポスターの掲示依頼等	障害福祉課	
精神科救急医療体制整備事業	46,635	34,704	国庫	直ちに医療及び保護を図る必要がある精神障害者の診療・入院に対応できる医療体制を整備する。	障害福祉課	
子どもの心の拠点病院機構推進事業	16,044	9,300	国庫	発達障害をはじめとした子どもの心の問題に対応できる人材の育成や体制を図るため、以下の事業を本県の「子どもの心の診療拠点病院」として位置付けている鳥取大学医学部附属病院と共同で実施する。  ○事業内容 (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業 ① 地域保健福祉関係機関支援ネットワークの構築 ② 児童福祉施設における発達障害に起因する二次的問題（不登校、小児うつ、暴力・逸脱行為等）を有する事例（児童）に対する個別検討会の開催。 ③ 地域拠点病院による児童自立支援施設の困難事例に対する医療的支援（カンファレンス）等の実施 (2) 子どもの心の診療関係者研修事業 ① 地域小児科医、精神科医の発達障害等に対する専門的知識向上を図る研修の実施 ② 地域支援の核となる福祉・保健・教育機関職員（保健師、心理職、教員）に対する拠点病院での短期研修の実施 ③ 地域医療従事者（医師等）への研修会実施 ④ 圏域における医療・福祉・保健のネットワークの構築に向けた連絡会議を開催 (3) 普及啓発・情報提供事業 ○ 思春期児童の抱える心の課題に関して、医療的見地からの理解・普及啓発のフォーラム開催や発達障害に関するHPによる普及啓発の実施	子ども発達支援室	
<b>平成20年度新規：補正事業として実施</b>						

障害児福祉事務費 （「受診サポート 手帳」の配付）	1,500 の内数	1,600 の内数	単県	コミュニケーションを取ることが苦手な障害児・者が、医療機関による診察の際に留意してもらいたいことや、主治医からの注意事項などの情報を記載した手帳(受診サポート手帳)を配布する。	子ども 発達支 援室
鳥取県精神障害者 家族会連合会支援 事業	1,600	1,600	単県	再掲 (P. 2 参照)	障害福 祉課
特別医療費助成事 業	732,482	770,858	単県	再掲 (P. 1 4 参照)	障害福 祉課
精神障害者地域移 行支援事業	20,060	15,008	国庫	再掲 (P. 1 4 参照)	障害福 祉課
遠隔診療実施事業	994	1,000	単県	再掲 (P. 1 7 参照)	総合療 育セン ター
研修医等受入事業	16,660	14,256	単県	再掲 (P. 2 3 参照)	総合療 育セン ター
健康診査管理支援 事業（母子保健推 進体制整備事業）	205	205	単県	○市町村が行う母子保健事業の評価、健診の精度管理を行うシステムの構築等を検討するための協議会を開催する。	子育て 支援総 室
未熟児訪問指導	357	362	単県	○未熟児を訪問し、必要な保健指導を実施する。	子育て 支援総 室
重症難病患者入院 施設確保事業	5,997	6,000	国庫	入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。(国1/2、県1/2) ○事業内容 ・鳥取県難病医療連絡協議会(H15年度設置)による重症難病患者の緊急入院等の調整など医療機関の連携 ・重症難病患者の入退院・医療相談等に応じる難病医療専門員の配置	健康政 策課
難病患者支援事業 費	4,538	3,699	国庫	○居宅生活支援事業 ・ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を行う市町村に対する助成 ・難病に関する知識を有するホームヘルパー養成研修 ○難病患者地域支援対策推進事業 ・医療相談、訪問診療、訪問相談の実施	健康政 策課
鳥取県難病相談・ 支援センター運営 費	5,605	5,622	国庫	難病患者や家族等の療養生活上の悩みや不安を解消し、その精神的負担軽減を図るため、難病相談・支援センターを設置する。(国1/2、県1/2) ○事業内容 ・電話や面談等による相談 ・患者同士の交流促進、患者(家族)会の育成・支援等	健康政 策課
女性の健康づくり 健康教育事業	475	236	国庫	各保健所において、思春期から更年期の女性に対し、健康教育を実施する。	子育て 支援総 室
女性健康支援セン ター運営事業	652	853	国庫	東・中・西の各保健所において、女性の健康に関するあらゆる相談を受け付ける。	子育て 支援総 室

乳幼児すこやか発達相談指導事業	1,938	2,109	単県	<p>○乳幼児発達健康診査 市町村で行なう健康診査及び健康相談等の中から発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び個別指導を行う。</p> <p>○乳幼児発達健康教室 乳幼児発達健康診査において要観察となった幼児とその保護者並びに保育所保育士等を対象に、集団指導による家庭や保育所のできる遊びを通しての発達指導を行う。</p>	障害福祉課
すくすく子育て健康支援費	64	69	単県	<p>多胎妊婦と多胎児の保護者の子育てを支援するため、健康教室や保護者交流会等を開催し、育児不安の軽減を図る。</p> <p>○事業内容 専門家（医師等）による講演や相談、保護者同士の体験談発表や情報交換、保健師による保健指導など</p>	子育て支援総室
ひきこもり対策推進事業	6,499	3,184	単県 国庫	<p>○ひきこもり対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族教室・精神科医師の専門相談事業</li> <li>・地域ケアネットワーク事業</li> <li>・メンタルフレンド養成派遣事業</li> <li>・とっとりひきこもり生活支援センター(仮称)【拡充】</li> </ul>	健康政策課
自殺対策事業	8,030	6,638	単県 国庫	<p><b>【自殺対策の総合的推進】</b></p> <p>○自殺対策連絡協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携して、自殺予防や自殺者遺族支援等に関する問題を協議し、効果的な自殺対策を推進する</li> </ul> <p><b>【うつ病対策の充実】</b></p> <p>○かかりつけ医のうつ病対応力向上研修</p> <p>○かかりつけ医と精神科医の連携会議</p> <p><b>【普及啓発】</b></p> <p>○自殺対策シンポジウム</p> <p>○自殺予防週間（9月10日から16日まで）街頭キャンペーン</p> <p>○自殺予防リーフレットの全戸配布【新規】</p> <p><b>【相談体制の充実】</b></p> <p>○自殺予防従事者専門研修及び身近な相談員研修</p> <p>○鳥取いのちの電話補助事業</p> <p>○相談窓口担当者連絡会【新規】</p> <p><b>【自死遺族・自殺未遂者支援】</b></p> <p>○自死遺族の集い</p>	健康政策課
看護職員等修学資金等貸付事業	405,818	361,980	単県	<p>県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の確保のため、看護師等養成施設及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設に在学している学生に対して修学資金を貸し付ける。</p>	医療政策課

7 情報・コミュニケーション

(単位：千円)

事業名	21年度 予算額	20年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	備考
障害者のための出前IT講習事業	5,622	5,600	単県	在宅や施設入所の重度の障害者のために「出前IT講習」を実施し、また電話などによる障害者からのIT関連の相談に対して助言や指導等を行う。 <b>平成16年度事業開始</b>	障害福祉課	
障害児福祉事務費 （「受診サポート手帳」の配付）	1,500 の内数	1,490 の内数	単県	再掲（P. 34参照）	障害福祉課	
地域生活支援事業 （情報支援等事業）	30,664	26,975	国庫	再掲（P. 6参照）	障害福祉課	
福祉サービスに関する情報提供	—	—	単県	再掲（P. 18参照）	障害福祉課	
県政だより等広報費	70,942	71,818	単県	文字を大きくし、行間を広くとったり、写真やイラストを活用し、読みやすい紙面づくりをする。 ※別途、障害福祉課の予算で点訳・音訳版を作成。	広報課	
インターネット広報費	9,053	7,711	単県	平成17年度に導入したホームページ作成支援システムのさらなる活用等を行うことで、アクセシビリティに優れ、利用者が見やすく情報を探しやすい県のホームページとする。	広報課	
県政テレビ番組の聴覚障害者対応事業	36,677 の内数	36,707 の内数	単県	県政テレビ番組に字幕を同時に挿入（生放送部分を除く）するとともに、手話放送を年8回実施する。	広報課	
図書館運営費	26,602	26,602	単県	平成18年2月に、インターネットによる図書予約など、利用者にとってより利便性の高い新図書館システムに更新するとともに、高齢者や障害者の資料検索環境の向上を図った。 ・音声読上ソフトに対応したホームページの作成 ・音声読上機、点字キーボード等の導入 <b>平成17年度システム開発・リース開始、平成22年度リース終了</b>	図書館	
<b>新</b> 図書館運営費	170	—	単県	○県内における障害者サービスの充実 県内の図書館にDAISY図書とともに再生機器を貸与し、県内の障害者にとってより便利なDAISY図書の普及を図ることにより、県内の障害者サービス充実の一助とする。 ○直接サービスの充実 県立図書館を直接利用する視覚障害者や高齢者に対して機器の貸出を行い、録音資料の利用促進を図る。 <b>【予算はDAISY図書録音再生機の購入経費】</b>	図書館	